



大山町監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

令和8年3月26日

大山町監査委員 戸野 克則
大山町監査委員 野口 俊明





発大監第79号
令和8年3月26日

大山町長 竹口大紀様
大山町教育長 鷺見寛幸様
大山町議会議長 吉原美智恵様

大山町監査委員 戸野克則
大山町監査委員 野口俊明



令和7年度定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、下記のとおり監査結果の報告を決定したので提出する。

記

第1 監査の概要

1 監査の基準

本監査は、大山町監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査として実施した。

3 監査の期間

令和8年1月26日（月）・2月16日（月）

4 監査事項

- (1) 固定資産台帳（物品に限定）の整備状況
- (2) 備品の管理状況

5 監査の対象とした所管課

全課（実地監査については、幼児・学校教育課、農林水産課、健康推進課、商工観光課を対象に実施した。）

6 監査の着眼点

本監査における着眼点は、以下のとおりである。

- (1) 固定資産台帳（物品）が正確に記録されているか。
 - ・現物が存在しているか。
 - ・除却漏れがないか。
 - ・現物を廃棄する場合、大山町財務規則（以下、規則という）に従った手続きをとっているか。
- (2) 備品の管理が適切に行われているか。
 - ・備品台帳の有無について。
 - ・備品台帳や現物を日常的に点検する体制が整っているか。

7 監査の方法

事前に、固定資産一覧表（令和5年度末時点で物品のみ）を徴した。また、全課を対象とした令和2年度から令和6年度までに購入した備品一覧表（10万円以上50万円未満）の作成を依頼した。提出された書類に基づき財務課から固定資産台帳の整備状況、備品の管理状況の説明を受けた。

また、備品については、幼児・学校教育課、農林水産課、健康推進課、商工観光課を対象に、実施監査として備品台帳の整備状況や現物確認を行った。

第2 監査の結果

1 固定資産台帳の整備状況について

総務省が示している「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を基に、おおむね適正に作成されているものと認められるが、一部既に現物の無いものが掲載されたままとなっており、除却漏れがある。

また、固定資産台帳に掲載される物品は、取得価格又は見積価格が50万円以上であることから、物品を廃棄等する場合は、規則第201条に基づき不用決定の手続きが必要だが、該当の手続きが行われていないものが見受けられた。

- (1) 台帳未整備件数：81件
- (2) 不用決定の未決裁件数：56件（※決定の有無が不明7件を含める）

2 備品の管理状況について

各課の判断で備品台帳を作成・整備していることを確認した。ただし、現地監査の結果、各課によって精度が異なり、記載漏れなどが見られた。

(1) 幼児・学校教育課

備品台帳は整備されている。

(2) 農林水産課

備品台帳は整備されている。しかしながら、品目名「マニユアスプレッダー」、「ホイールローダー」、「キャリアカー」の配置場所が、固定資産台帳の所在地と異なっている。また、既に故障して使用不可の「GPS 機器」が廃棄されないままとなっている。

(3) 健康推進課

備品台帳が、健康推進課独自の様式と全課共有の様式と 2 種類が存在している。また、こども課の備品が同じ台帳で混同して記載されてあった。機構改革後の配置に合わせた台帳の整備が追い付いていない状態にある。

(4) 商工観光課

平成 26 年度以降、台帳整備が行われていない。電動アシスト付きマウンテンバイクは 1 例である。現地監査時には、20 台のうち 19 台が大山支所に保管されたままであり、有効活用されているようには見受けられなかった。

第 3 指摘事項

前述の監査の結果に基づき、以下の 3 点についての対応を求める

1 固定資産台帳の記録の正確性

前述のとおり除却漏れがあるので、除却処理を行い、台帳を修正すべきである。また 固定資産台帳は財務諸表の数値と直接つながりがあるため、記録の正確性に細心の注意を払い整備に努められたい。資産の増減報告の体制見直し、資産シール等を用いた資産番号の付与、定期的な現物との照合など除却漏れの防止対策をとる必要がある。

2 備品台帳の記録の正確性

前述のとおり、備品台帳の正確性が各課で精度が異なっている。全課で統一的に台帳整備をすべきである。特に近年の備品が記載されていない課においては早急に対応をすること。備品台帳の整備体制の見直し、定期的な現物との照合など記載漏れ対策をとる必要がある。

3 不用決定の手続きの徹底

前述のとおり固定資産台帳上の物品において、不用決定の手続きが行われていないものがある。固定資産台帳上の物品のみならず、当該物品の購入価格又は評定価格が 10 万円以上であるときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。不用決定の手続きの徹底のため、廃棄の際のフロー作成、定期的な現物との照合など対策をとる必要がある。

第4 監査意見

1 物品の管理体制

物品の不用決定の手続きや備品台帳の整備については各課の判断でされているためか、管理状態が不揃いに見受けられた。不用決定の手続きのほか、規則で定められている整理の原則（規則第192条）、保管の原則（規則第196条）などを達成するため、物品管理のフロー作成・見直しをして内部統制に努められたい。

また、年度ごとの備品台帳を保管することで廃棄などの異動が確認できるようにしておくよう努められたい。

2 物品の有効活用（商工観光課）

商工観光課の電動アシスト付きマウンテンバイクが備品台帳に記載されていない。そして、ほとんどが大山支所で保管されたままで、有効に活用されていない状況にあるようにうかがえる。新たな活用方法を早急にまとめられたい。もしくは、管理や維持の負担のことを考慮に入れれば、早めに売却処分することも一つの手段として検討されたい。

第5 むすびに

今回の定期監査は、物品管理の正確性に着目して実施した。物品管理の必要性は、単なる事務手続きではなく、公金が形を変えた財産を適正に運用するという極めて重要な責任に基づくものである。地方財政法第8条においても、「地方公共団体の財産は、常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」という基本原則が定められている。

物品の適切管理がなされ、在庫や保有状況が可視化されることにより、紛失・盗難・不正使用などのリスクの防止はもとより、物品が有効活用されず放置される事態も防止できるものである。

今回の監査が、職員の物品管理に対する意識向上につながり、さらには、町民に負担をいただいた町の財産が、有効活用されていくことを期待するものである。